省　令

○財務省令第九十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十一条の二第二項及び同項第九号の二、同法第三十四条の二第四項において準用する同法第三十四条第四項、同法第六十二条の三第四項及び同項第九号の二、同法第六十五条第四項において準用する同法第六十四条の四第四項において準用する同法第六十五条の三第四項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二第九項及び第四十条の四の三第六項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第九号イ中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「市の長。ロ」の下に「及び次号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二　法第三十一条の二第二項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第九号の二に規定する認定買受計画に第四項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第二項第九号の二の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第十三条の三第十三項を同条第十四項とし、同条第四項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一　法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二　除却後の土地において整備される道路、公園、広場、下水道、緑地、防水若しくは防砂の施設又は消防の用に供する貯水施設に関する事項

三　除却後の土地において整備される公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十六条第三号ただし書の社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅に関する事項

第十七条の二第一項第二号ニ中「（昭和二十六年法律第百九十三号）」を削り、同項第二十六号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　法第三十四条の二第二項第二十二号の二の場合　同号に規定するマンション敷地売却事業を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する決議要除却認定マンションが同号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の証明を受けた旨並びに同号の分配金が当該土地等に係る同号に規定する分配金取得計画に基づき支払つたものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取つたものである旨を証する書類

第二十一条の十九第二項第七号イ中「第三十八条の四第十七項各号」を「第三十八条の四第十六項各号」に改め、同項第八号イ中「第三十八条の四第十八項各号」を「第三十八条の四第十七項各号」に改め、同項第九号イ中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第十八項」に改め、「市の長。ロ」の下に「及び次号」を加え、同号ロ中「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第十八項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　法第六十二条の三第四項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第九号の二に規定する認定買受計画に第五項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第四項第九号の二の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第二十一条の十九第十四項第二号ハ中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第五項に規定する風俗営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一　法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二　除却後の土地において整備される道路、公園、広場、下水道、緑地、防水若しくは防砂の施設又は消防の用に供する貯水施設に関する事項

三　除却後の土地において整備される公営住宅法第三十六条第三号ただし書の社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第六項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅に関する事項

第二十二条の二第四項第四号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」に改め、同号イ中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二条の五第一項第二十六号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　法第六十五条の四第一項第二十二号の二の場合　同号に規定するマンション敷地売却事業を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する決議要除却認定マンションが同号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の証明を受けた旨並びに同号の分配金が当該土地等に係る同号に規定する分配金取得計画に基づき支払つたものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取つたものである旨を証する書類